

せたな町議会議員定数等 調査検討特別委員会を設置

平成17年度（4～8月）旧3町の決算を認定

◎せたな町表彰条例について
各般にわたって町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があつたものを表彰し、もつて町の自治の振興を促進するため、本条例を制定するもの。

◎政治倫理の確立のためのせたな町長の資産等の公開に関する条例について
政治倫理の確立のための国會議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、せたな町長の資産等の公開に必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

◎せたな町高齢者グループホーム条例について
要介護一以上の認知症高齢者に、家庭的な雰囲気で、日常生活がおくれるような必要な介護サービスを提供することにより、認知症の進行を穏やかなものとし、自立した生活を営むことができるよう支援するため、条例を制定するもの。

◎せたな町公共施設の暴力団排除に関する条例について
暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、暴力団及び暴力団員等へのせたな町の公共施設の利用に関し制限するため、本条例を制定するもの。

条 例

審議した議案

議案については、町長提出議案四十二件、議員提出議案四件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。

平成十七年第二回定例会が、十二月十九日から二十一日にわたり開かれました。

◎せたな町介護サービス事業の一部を改正する条例について
高齢者グループホーム条例の制定により、介護サービス事業に認知症対応型共同生活介護の事業を追加するため、条例の一部を改正するもの。

補正予算

◎平成十七年度せたな町一般会計補正予算（第二号）
せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の精査を初め、事務事業等の完了による減額補正のほか、行政執行上当面必要な経費などについて増額補正するもの。

◎せたな町立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
国の地方財政計画に基づき、平成十七年度道立高等学校の授業料改正が行われたことから、町立高等学校の授業料を改正するもの。

予算総額は、歳入歳出それを三千六百五十九万九千円を減額し、七十九億七千四百九十二万五千円となりました。

◎平成十七年度せたな町一般会計補正予算（第三号）
定期検査において、現有施設である町民体育館の地下埋設給油タンクの破損が発覚したことと伴う屋外給油設備改修工事について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それぞれ百七十八万五千円を追加し、七十九億七千六百七十一万円となりました。

専決処分

◎専決処分の承認について
真駒内ダム管理の事務を受託することについて、地方自治法の規定に基づき専決処分したもの。

予算総額は、歳入歳出それぞれ百七十八万五千円を追加し、七十九億七千六百七十一万円となりました。

◎平成十七年度せたな町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の減額補正のほか、今後見込まれる保険給付費及び疾病予防費について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それ

ぞれ七千八百三万円を追加し、九億二千六百九十三万二千円となりました。

◎平成十七年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算

（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の精査を初め、保険給付費の減額補正のほか、合併による旧桧山北部広域連合の解散に伴い引き継がれた介護保険事業基金積立金等について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それを追加し、六億九千八百五十万四千円となりました。

◎平成十七年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の減額補正のほか、高齢者グループホームの開設に伴う管理費等について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それぞれ七百六十三万七千円を追加し、四千四百二万三千円となりました。

◎平成十七年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算

（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の精査を初め、保険給付費の減額補正のほか、合併による旧桧山北部広域連合の解散に伴い引き継がれた介護保険事業基金積立金等について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それを追加し、四千四百二万三千円となりました。

◎平成十七年度せたな町宮農用水道等事業特別会計補正予算（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の減額補正のほか、維持管理費について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それぞれ五十六万二千円を追加し、一千九十一万四千円となりました。

◎平成十七年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算

（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の減額補正のほか、若松地区簡易水道基幹的施設改良事業費等について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それを追加し、五億四千九百二十万一千円となりました。

◎平成十七年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第一号）

財源振替がされ、歳入歳出予算総額には変更ありません。

予算総額には、歳入歳出それぞれ七十四万二千円を追加し、四千九百四十一万一千円となりました。

◎平成十七年度せたな町水産種苗育成センター事業特別会計補正予算（第一号）

せたな町職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の減額補正のほか、あわび事業管理費について増額補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それを追加し、四千九百四十一万一千円となりました。

決算認定

今定例会において、決算審査特別委員会（酒井誠一委員長、笠原誠作副委員長、大野忠勝副委員長）に付託された、

平成十七年度（四月～八月）狩場葬斎組合及び旧三町一般会計ならびに特別会計二十二

会計は、十二月二十、二十一日開催の委員会において審議の結果「認定すべきもの」とされ、委員長報告どおり認定されました。

◎平成十七年度狩場葬斎組合一般会計歳入歳出決算認定

《認定》



◎平成十七年度旧北檜山町一般会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町一般会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町簡易会計決算認定

《認定》

◎せたな町議会議員定数等調査検討特別委員会設置に関する決議

◎平成十七年度旧北檜山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町水産種苗育成センター事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町国民健康保険病院事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町営農用水道事業特別会計決算認定

《認定》

◎せたな町議員在任特例後における議員定数及び選挙区の設置に関し調査検討することを目的に、二十名から成る議員をもつて構成するせたな町議員会議員定数等調査検討特別委員会を設置するもの。

◎平成十七年度旧北檜山町国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町一般会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町公共下水道事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町公共下水道事業特別会計決算認定

議員定数等調査検討特別委員会を設置するもの。

◎平成十七年度旧北檜山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町簡易下水道事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町国民健康保険事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町風力発電事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町風力発電事業特別会計決算認定

副委員長には斎藤健議員が就任されました。

◎平成十七年度旧北檜山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町国民健康保険診療所特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町北部桧山衛生センター組合規約の一部を変更する規約の協議について

《認定》

内閣総理大臣ほか関係大臣に、次のとおり二件の意見書を提出しました。

◎平成十七年度旧北檜山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町老人保健特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町介護サービス事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧北檜山町立国保病院事業会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧大成町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町介護サービス事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧北檜山町立国保病院事業会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧北檜山町立国保病院事業会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧瀬棚町介護サービス事業特別会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧北檜山町立国保病院事業会計決算認定

《認定》

◎平成十七年度旧北檜山町立国保病院事業会計決算認定

《認定》

そ の 他

意 見 書

◎北部桧山衛生センター組合規約の一部を変更する規約の協議について

内閣総理大臣ほか関係大臣に、次のとおり二件の意見書を提出しました。

町及び同郡北檜山町の配置分合に伴い、北部桧山衛生センター組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法の規定により、議会の議決を得るもの。

・都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める要望意見書

・平成十八年度スケトウダラ漁獲可能量（TAC）に対す
る要望意見書

決

議